

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 1 月 16 日

金 曜 日

第 3859 号

目 次

規 則

○富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則 1

公 告

○都市計画の変更案の縦覧

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出

規 則

富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年 1 月 16 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第 1 号

富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第16条第 2 項」を「第17条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第16条第 3 項」を「第17条第 3 項」に改め、同条第 4 号中「第21条第 2 項」を「第22条第 2 項」に改め、同条第 5 号中「第28条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改める。

第 3 条中「第 9 条第 1 項」を「第10条第 1 項」に、「第13条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改める。

様式第 1 号（裏）中「さく」を「柵」に、「第 1 項に規定する」を「第 1 項の規定による」に、「第34条」を「第39条」に、「第28条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改める。

様式第2号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第3号中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

様式第4号(表)中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式(裏)中「第9条」を「第10条」に、「の開発行為」を「に規定する開発行為」に、「第16条」を「第17条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第10条第1項第2号」を「第11条第1項第2号」に、「第17条」を「第18条」に、「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「第11条に規定する」を「第12条の」に、「第18条」を「第19条」に、「に規定する公告」を「の規定による公告」に、「第20条」を「第21条」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に、「第21条」を「第22条」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「第34条」を「第39条」に、「第21条第1項」を「第22条第1項」に改める。

様式第4号の2(表)中「第28条第1項」を「第30条第1項」に改め、同様式(裏)中「に規定する」を「の規定による」に、「第28条」を「第30条」に、「第34条」を「第39条」に、「第28条第2項」を「第30条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月18日から施行する。

(砂防課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

平成27年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 八尾都市計画道路

(名称) 3・4・3号 福島石戸線

3・5・4号 八尾駅上井田新線

3・5・8号 高熊井田線

3・4・7号 八尾駅上野線

3・5・10号 下新町上野線

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

富山市八尾町新田字石蔵、新田字坪野、石戸字浄円、福島字畑田の各一部

変更する部分

富山市八尾町字石坂高、字十三石尻、井田字石坂、井田字石坂高、井田新、井田新字大谷、井田新字砂土居、小長谷、小長谷字石坂、石戸、福島字上野、福島字烏帽子形、福島字川口、福島字川原、福島字小早稲田、福島字沼田割、福島字橋向の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年1月16日から平成27年1月30日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

富山市八尾総合行政センター建設課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年1月16日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
文苑堂 TSUTAYA 豊田店 富山市豊田町二丁目字前田割93-4 ほか7筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社文苑堂書店
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社文苑堂書店
- 4 新設の日 平成27年9月1日
- 5 店舗面積の合計 4,580㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側ほか 240台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地北西側ほか 40台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北西側 18㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北西側ほか 47.36㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時及び翌午前2時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分～翌午前2時30分 ほか
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 8箇所 建物敷地北側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前2時～午後10時
- 8 届出の日 平成26年12月26日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成27年1月16日から平成27年5月18日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

平成27年 1 月 16日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
